

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年4月21日)

## 【件名】

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(健康政策課)・・・別冊
- 2 個人情報(個人番号カードの写し)を含む書類の紛失について  
(西部総合事務所福祉保健局)・・・1

福祉保健部

## 個人情報（個人番号カードの写し）を含む書類の紛失について

令和2年4月21日  
西部総合事務所福祉保健局

審議会委員の報酬にかかる源泉徴収事務のため、新任の委員から提供を受けた個人情報を含む書類（個人番号カードの写し）を紛失しましたので報告します。

### 記

#### 1 事案の概要

- (1) 源泉徴収事務に必要なため、新任の委員1名から3月16日に個人番号カード（マイナンバーカード）の写しの提出を受け、県庶務集中課に当該写しを郵送するため、翌17日～19日頃の間、福祉保健局内にある県庁専用ボックス（毎日まとめて県庁に郵送）に入れたように担当者は記憶している。
- (2) その後、4月1日、当局担当者が審議会委員等報酬支払データベース（以下「審議会DB」という。）を確認したところ、当該委員の個人番号の入力がされていなかったため県庶務集中課に問い合わせたところ、当該写しが同課に届いていないことが判明した。
- (3) 判明した4月1日以降、福祉保健局内及び庶務集中課を調査したが、当該写しを発見することができなかった。県庁便は通常リサイクル封筒を利用しており、外部に出たことは考えにくいことから、廃棄処分を行うこととしていた他の個人情報書類とあわせて、当局担当者が裁断（シュレッダー）処理した可能性がある。

#### 2 原因

- (1) 個人情報の流出防止のための取扱いが職員間で徹底されていなかったため。（県庁内部への郵送ということで、個人情報に関する対応がなされていなかった。）
  - ・個人情報を発送する際の中身のダブルチェックができていなかった。
  - ・個人情報を発送した際の記録が残されていなかった。
- (2) 本来、審議会委員から収集した個人番号カードの写しは、審議会DBに貼りつけることになっているが、審議会DBがまだ作成されていないと思い込み、郵送しようとしたため。

#### 3 紛失した個人情報

個人の住所、氏名、生年月日、個人番号 等

#### 4 対応状況

4月2日（木）に本人に経過説明、謝罪をした上で、今後の再発防止に努めることをお伝えしました。

#### 5 再発防止策

再発防止の対策として、次の対応を行います。

- (1) 県庁内部への郵送であっても、外部へ郵送する場合と同様に、個人情報に係る適切な取扱いを局内で徹底する。
- (2) 審議会委員の源泉徴収事務のため個人番号カードの写しの提出があった場合は、審議会DBが未作成の場合でも郵送せず、審議会DBへの入力を徹底する。（審議会DBは、県庁の内部ネットワークに置かれたデータベースであり、インターネット網に接続されておらず、外部への流出、紛失の可能性が無い。）